

リ・バース 60

お申込みいただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 申込日現在で満 60 歳以上の方で、お借入れにあたり当金庫からカウンセリングを受けた方。</p> <p>(2) 制限行為能力者または住所不定者でないこと。</p> <p>(3) 公的年金や給与所得等の安定継続した収入のある方。</p> <p>(4) 公的年金または給与振込を当金庫口座へ指定できる方。</p> <p>(5) 住宅金融支援機構の住宅融資保険が利用できる方。</p> <p>(6) 居住地または勤務先が四国地域内にある方</p> <p>※お申込にあたっては審査がございます。審査結果によっては、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。</p>						
お使いみち	<p>(1) 住宅の建設・購入資金。リフォーム資金（自ら居住する住宅または子世帯などが居住する住宅を含む）</p> <p>(2) 住宅ローンの借換資金</p> <p>(3) サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金（有料老人ホーム、養護老人ホーム等は含まない）</p>						
ご融資限度額	<p>下記のうち最も低い金額</p> <p>①8,000 万円</p> <p>②所要資金の 100%</p> <p>③担保不動産の評価額（当金庫所定の評価による）の 50%または 60%</p> <p>本ローンとその他のお借入金額を合わせた全てのお借入金の年間返済額の年収に占める割合（総返済負担率）が次の範囲内</p> <table border="1" data-bbox="504 1151 1131 1272"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>総返済負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400 万円未満の方</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400 万円以上の方</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年収	総返済負担率	400 万円未満の方	30%以下	400 万円以上の方	35%以下
年収	総返済負担率						
400 万円未満の方	30%以下						
400 万円以上の方	35%以下						
ご融資期間 (ご契約終了日)	<p>お借入されるご本人様がお亡くなりになられた日、または金庫が当該死亡した事実を知り得た日（連帯債務者がいる場合は、全員がお亡くなりになった日）</p> <p>※相続人等への債務継承はできません。</p>						
ご融資金利	<p>変動金利</p> <p>1. 借入利率変更の基準</p> <p>①借入利率については、金銭消費貸借契約書（借入要項）で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。</p> <p>②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。</p>						

ご融資金利	<p>2. 借入利率の変更時期</p> <p>①借入利率は毎年4月1日および10月1日、いずれも当金庫の休日の場合には翌営業日（以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。</p> <p>②見直し後の借入利率は、今回見直し基準日現在の基準金利を基に算出します。</p> <p>③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の返済日の翌日から、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の返済日の翌日から適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="435 398 1284 443"> <tr> <td>新金利適用日</td> <td>7月の返済日の翌日</td> <td>1月の返済日の翌日</td> </tr> </table> <p>④変動金利により、借入利率が上昇した場合の返済金の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○返済額はご融資から5年目ごとに利率、残高、返済期日をもとに再計算し、増額が必要かどうかを算出します。 ○5年間は返済額が変わりません。 ご融資日から10月1日を5回経過した直後の2月分返済金より変更になります。 ○5年目の見直し時に当初契約期間内に返済が終了するように再計算されます。 ただし、新返済金は見直し前の返済金の1.25倍が限度となります。 なお、返済金額は1円単位となります。 ○最終約定返済日に元金などが残った場合、原則として一括返済していただくこととなります。 <p>⑤借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲載、または書面により通知するものとします。</p> <p style="text-align: center;">【お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。】</p>	新金利適用日	7月の返済日の翌日	1月の返済日の翌日
新金利適用日	7月の返済日の翌日	1月の返済日の翌日		
ご返済方法	<p>期日一括返済（お利息は毎月のお支払となります）</p> <p>※担保物件の売却により残債が生じた場合でも、原則、相続人に返済義務は発生しません。</p>			
担 保	<p>融資対象不動産に第1順位の抵当権を設定します。</p> <p>※サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金を対象とする場合は、住み替え前の住宅および土地。</p> <p>※子世帯等が居住する住宅の取得資金を対象とする場合は、親世帯の住宅および土地。</p>			
保 険	<p>当金庫を保険契約者として、住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保します。</p>			
保 険 料	<p>保険料は当金庫が負担します</p>			
保 証 人	<p>保証人は不要です。</p>			
火 災 保 険	<p>借入金額以上の任意の火災保険にご加入いただきます。</p> <p>※当金庫でも窓販火災保険（共済）を取扱っていますのでお気軽にご相談ください。</p>			
団 体 信 用 生 命 保 険	<p>ご加入いただけません。</p>			
そ の 他	<p>○ノンリコース型</p> <p>お借入人がお亡くなりになった際、担保物件の売却等によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人は残債務を返済する必要はありません。</p> <p>※ノンリコース型でも、利払いの遅延等で期限の利益を喪失する等一定の要件に該当した場合はお借入人が返済する必要があります。</p>			

<p>そ の 他</p>	<p>○手数料 【事務手数料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・100,000円（別途消費税） 【繰上返済手数料】 ・全額繰上返済の場合・・・・・・・・・・・・5,000円（別途消費税） ・一部繰上返済の場合・・・・・・・・・・・・無料 【その他の条件変更】・・・・・・・・・・・・5,000円（別途消費税）</p> <p>○安否確認 年1回、当金庫からお借入人（連帯債務者を含む。）に対して、安否確認をさせていただきます。</p>
<p>苦情処理措置 (ろうきんへの 相談・苦情 お問い合わせ)</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>
<p>紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決 を相談した い場合)</p>	<p>弁護士の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>